

シニアスポーツ振興事業 事業概要

シニアスポーツ振興事業は高齢者のスポーツ実施率の向上を図り、高齢者の健康の維持・増進に寄与することを目的としています。地区体育・スポーツ協会が実施する、主な参加対象を、60歳以上の都民とするスポーツ競技会、講演会、講習会等を支援します。

1 主 催 者	東京都、(公財)東京都スポーツ協会、地区体育・スポーツ協会
2 主 管 者	地区体育協会が事業を実施する団体
3 実施期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4 対象事業	主な参加対象を60歳以上の都民とする下記の事業 (1) スポーツ競技会 (2) スポーツに関する講演会、講習会等 ※「主な参加対象を60歳以上の都民とする事業」とは、参加者のおおむね2/3以上が60歳以上の事業とする。 ※地区スポーツ協会が認める競技で、上記(1)(2)に該当する事業であれば、競技種目は問いません。
5 分担金支出 対象経費	(1)謝金等 (2)印刷製本費 (3)消耗品費 (4)使用料・借上料 (5)通信運搬費 (6)保険料 (7)雑役務費

※ 身体的・体力的に不安のある参加者が体を動かすことを目的とした種目も対象とすることができます。

※ 上記は、あくまで例示であり、具体的には担当までお問い合わせ下さい。

※ 事業実施や経理処理の基本的な考え方は、ジュニア育成地域推進事業と同様です。不明点がある場合は、担当までお問合せ下さい。

分担金の支出に関する基準

1 謝金等

①事業運営に協力してくれた指導者・講師・運営役員などへの謝金、

②事業が昼食時間帯を挟んで実施される場合の謝金対象者の昼食代、

③事業実施に当たって雇用した臨時職員の賃金(事務費)、

※主管団体の役員に対する、賞状筆耕料や荷物運搬料などの実費は、分担金から支出できません。大会や講習会実施に係る「役員謝金」に実費が含まれるものと見なしてください。

【昼食代】

謝金対象者に対して、1人1食1,100円以内(昼食時のお茶代を含む。)です。1日をかけて開催するなど事業の実施が昼食時間帯を挟む場合に限り昼食を提供することができます。

分担金の対象外となる主なもの

① 謝金対象者以外(参加者)の昼食代

② 昼食代を現金支給した場合

③ 1人1食1,100円を超えて支払われた経費

2 印刷製本費

印刷製本費からは、事業の募集案内、プログラム、ポスター、パンフレット、会議資料等の印刷物を業者に作成依頼したときの代金を支出します。

分担金の対象外となる主なもの

印刷物の作成を個人に依頼した場合の経費

3 消耗品費

- ① ボール等競技用消耗品
- ② 救急医薬品・熱中症等予防のための飲料
- ③ コピー代・文具・紙など事務用消耗品
- ④ 事前打合せの飲料代（酒類は不可）

などを支出します。

分担金の対象外となる主なもの

- ①個人の所有物になるもの（ユニフォーム等）。
- ②反省会・懇親会等の飲食費（酒類・菓子類・軽食を含む食事など。疲労予防等が目的であつてもチョコレートや飴、アイスクリーム等は分担金から支出できません。）
- ③税込単価5万円以上のもの
- ④会場施設等への手土産
- ⑤物品等修理代

4 使用料・借上料

- ① 体育館、グラウンド、競技場、会議室等の施設等使用料
- ② 施設や業者から競技用備品などを借りた場合の借上料

を支出します。事前打合せ会の会場使用料も支出できます。

分担金の対象外となる主なもの

- ①個人から物品や車を借りた場合の経費
- ②個人から車を借りた場合のガソリン代
- ③個人から車を借りた場合の駐車場代

5 通信運搬費

- ①郵送料、②配送料、③器具等荷物運搬費

分担金の対象外となる主なもの

電話料金、インターネット使用料、個人に荷物運搬を依頼した場合の経費

6 保険料

損害保険・行事保険などの加入料金を支出。事業参加者、謝金対象者、ボランティアが対象になります。事業実施にあたり、事業に必要な内容の保険を選択し加入してください。

7 雑役務費

- ① 事業広報・PRに関する費用（事業広告掲載料、看板作成設置料など）
 - ② 人的なサービスの提供に関する費用（法人（実業団等）からの指導者等派遣委託料など）
 - ③ 振込手数料
- などを支出します。

分担金の対象外となる主なもの

- ①大会認定料・研修会認定料
- ②大会参加料
- ③税込単価5万円以上の看板作成設置経費

8 分担金以外で支出するもの

分担金以外で支出するものには、地区体育協会負担金や参加費などを使って支出するものを記載します。内容は

- ①分担金支出が認められていない経費（分担金の対象外経費）
- ②分担金対象経費で分担金の配分額を超過した経費となります。